

京都市告示第563号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年1月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
山科御陵経9号線	山科区御陵大津畑町43番地地先内	旧	メートル 66.40	メートル 2.91 ~ 4.53
		新	66.40	3.00 ~ 4.01
山科御陵経10の1号線	山科区御陵大津畑町43番地地先内	旧	61.80	3.70 ~ 4.20
		新	61.80	3.71 ~ 4.03
太秦経112号線	右京区太秦土本町15番地の28地先から 同町15番地の26地先まで	旧	22.80	4.00 ~ 4.10
		新	22.80	6.00 ~ 6.03
太秦緯169号線	右京区太秦袴田町12番地の8地先から 同町12番地の11地先まで	旧	16.00	3.54 ~ 3.55
		新	16.00	4.00 ~ 6.61
花園緯69号線	右京区鳴滝西嵯峨園町5番地の3地先から 同町12番地の10地先まで	旧	47.60	5.25 ~ 5.50
		新	47.60	6.00 ~ 6.18
花園緯376号線	右京区鳴滝西嵯峨園町5番地の3地先から 同町12番地の10地先まで	旧	47.60	5.25 ~ 5.50
		新	47.60	6.00 ~ 6.18

洛西第二緯12 号線	西京区桂上野今井町126番地の11地先内	旧	3.20	6.00
		新	3.20	5.99 ~ 11.50

(建設局土木管理部道路明示課)